別紙様式３

菌類きのこ遺伝資源の使用に関する同意書

国立大学法人鳥取大学　農学部附属

菌類きのこ遺伝資源研究センター　御中

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年 　月 　日

研究責任者

（住　所）

（機関名）

（氏名）　　　　　　　　　　 印

令和　　年 　 月 　 日付け菌類きのこ遺伝資源分譲依頼書記載の菌類きのこ遺伝資源（以下，「本資源」という。）の使用について，下記の事項に同意いたします。

１．本資源は，取り扱いに熟練した者が適切な設備および管理のもとに使用し，菌類きのこ遺伝資源分譲依頼書に記載の研究目的以外には使用しません。

２．使用条件等が付された本資源を使用するときは，菌類きのこ遺伝資源研究センター（以下，「研究センター」という。）が提示する条件と本資源の寄託者がTUFC菌株カタログ（https://fungusdb.muses.tottori-u.ac.jp/）に掲載している提供条件を遵守して使用します。

３．本資源の使用は関連する法令，条約，規則を遵守します。

４．本資源は，研究責任者及び研究担当者の属する研究グループ内で使用し，菌類きのこ遺伝資源研究センター長（以下，「センター長」という。）の事前の承諾を得ることなく，本資源およびその改変物等を第三者（機関内の他の研究グループや共同研究の相手先企業等を含む）に提供しません。

５．本資源または使用により得られた成果を発表する際には，本資源を研究センターから提供を受けたこと及び資源のTUFC番号を明記し，公表した論文や資料等を研究センターに送付します。また，産業利用・収益事業等の場合は，研究センターの問い合わせに対し本資源の産業利用・収益事業等に関する実績等を研究センターに報告し，研究センターが実績等を公表することができることを承諾します。

６．本資源の使用について鳥取大学または第三者が保有する知的財産権その他の一切の権利が譲渡されるものでないことを了承します。

７．本資源の使用により得られた成果に対して，新たな知的財産権等を取得する場合は，60日前に書面でセンター長に通知し，その取扱いについて協議します。

８．本資源または使用により得られた成果の産業利用・収益事業等を希望するときは，事前にセンター長へ通知し，鳥取大学と別途契約を締結します。

９．本資源は研究過程において得られた実験的又は研究的性格を有するものであり，欠点，危険な特性，不具合等を有している可能性があり，特定の目的に合致しているとは限らないことを認識し，研究センターの故意または重大な過失を除き，研究センターは本資源の使用，保有，処分等によって発生したいかなる損害について一切その責任を負わず，かつ，いかなる損害賠償義務（直接・間接を問わない）を負わないことを了承し，研究責任者や研究担当者を含む使用者またはその所属機関の責任で対応します。

10．第三者の知的財産権その他の権利を侵害した場合，使用者またはその所属機関が一切の責任を負います。また当該行為により研究センター等に損害をもたらしたときはこれを賠償します。

11. センター長から本同意書に違反しているとの通知を受けたときは，本資源の使用を直ちに停止し，返却もしくは処分します。

12．本同意書に定めのない事項又は本同意書について疑義を生じた事項については，誠意をもって協議し，解決を図ります。

以上